

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	B型ウイルス性肝炎・C型ウイルス性肝炎等肝疾患の患者に対する医療費の助成に関する事務 基礎項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島根県は、「B型ウイルス性肝炎・C型ウイルス性肝炎等肝疾患の患者に対する医療費の助成に関する事務」における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

島根県知事

## 公表日

令和6年1月10日

## I 関連情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	B型ウイルス性肝炎・C型ウイルス性肝炎等肝疾患の患者に対する医療費の助成に関する事務
②事務の概要	<p>島根県肝炎治療医療費助成事業実施要綱および島根県ウイルス性肝炎による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づき、B型ウイルス性肝炎・C型ウイルス性肝炎等肝疾患の患者に対する医療費の助成を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務において使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①申請者世帯の住所及び続柄の確認</li><li>②申請者世帯の市町村民税課税状況の確認</li><li>③申請者の保険情報の確認</li></ul>
③システムの名称	肝炎医療費助成システム、肝がん・重度肝硬変入院医療費助成システム、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム

## 2. 特定個人情報ファイル名

B型ウイルス性肝炎・C型ウイルス性肝炎等肝疾患の患者に対する医療費助成受給者情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項</li><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第4条第2項 別表第1</li></ul>
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		<ul style="list-style-type: none"><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第9号</li><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第4条第2項 別表第1</li></ul>

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康福祉部健康推進課長

## 6. 他の評価実施機関

-
---

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	島根県健康福祉部健康推進課(島根県松江市殿町一番地 0852-22-6195)
-----	---

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	島根県健康福祉部健康推進課(島根県松江市殿町一番地 0852-22-6195)
-----	---

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

变更箇所